

附属書一（第二章関係） 第十九条に関する表

第一部 一般的注釈

1 第十九条の規定の適用に当たつては、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5欄の注釈に定める条件を適用する。

- (a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。
- (b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (c) 表の4欄に「B4」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの五回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (d) 表の4欄に「B4\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日

から行われる基準税率から無税までの毎年均等な引下げにより、次のとおり撤廃する。

- (i) 一年目及びその後の引下げは、5(a)及び(b)の規定に従つて行う。
  - (ii) 最終の引下げは、二千十年一月一日に行う。

(e) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f) 表の4欄に「B6」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの七回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(g) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(h) 表の4欄に「B9」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(i) 表の4欄に「B9\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの毎年均等な引下げにより、次のとおり撤廃する。

(i) 一年目及びその後の引下げは、5(a)及び(b)の規定に従つて行う。

(ii) 最終の引下げは、二千十五年一月一日に行う。

(j) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(k) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(l) 表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(m) 表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(n) 日本国の表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、同表の5欄の注釈に定める条件に従つて交渉する。

(o) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束及び(n)に

規定する交渉に関する約束の対象から除外される。

2

この附属書の規定に従つて行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パー  
セント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税  
の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、  
〇・〇一とする。）。ただし、この2の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号に分類される原産品  
について課される関税であつて、第二部第二節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差  
額を用いて算定されるものについては、適用しない。

3

この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従つたものである。

4

この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の3欄  
に定める税率であつて、関税の引下げ又は撤廃に向けた毎年均等な引下げの開始点におけるもののみをい  
う。

5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たつては、次の規定を適用する。

(a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b) その後の毎年の引下げは、この部及び第二部については毎年四月一日に行い、この部及び第三部については毎年一月一日に行う。

6 この部及び第二部の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

7 この部及び第三部の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

8 関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、第二部第一節及び第三部第一節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、第二部第一節及び第三部第一節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

## 第一節 日本国の表についての注釈

次の1から10までの規定に定める条件は、マレーシアから輸入されるマレーシアの原産品であつて、次節の日本国の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

1 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、第一百五十五条に規定する一般的な見直しに際し、第十九条3の規定に従つて、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

2 (a) 関税割当ては、次の規定に従つて行う。

(i) 一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ千メートル・トンとする。

(ii) 枠内税率は、無税とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(iv) 両締約国は、四年目の終了後、第十九条3の規定に従つて、その後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、(i)に規定する合計割当数量を適用する。

(b) 関税割当ての下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は、この協定の効力発生の日から、次のとおりとする。

- (i) 每年四月一日から同年九月三十日までに輸入される原産品については、十・〇パーセント
- (ii) 每年十月一日から翌年三月三十一日までに輸入される原産品については、二十・〇パーセント

3 関税率については、次の規定に従つて引き下げる。

- (i) この協定の効力発生の日から二十八・〇パーセント
- (ii) 四年目の初日から二十六・〇パーセント
- (iii) 六年目の初日から二十五・〇パーセント

両締約国は、五年目において、第十九条3の規定に従つて、六年目の終了後の関税率について交渉する。

4 両締約国は、五年目において、第十九条3の規定に従つて、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

5 両締約国は、四年目において、第十九条3の規定に従つて、市場アクセスの条件の改善その他の事項に

ついて交渉する。

6 関税については、次の規定に従つて撤廃する。

- (i) この協定の効力発生の日から三・〇。パーセント
- (ii) 三年目の初日から二・〇。パーセント
- (iii) 六年目の初日から無税

7 関税については、次の規定に従つて撤廃する。

- (i) この協定の効力発生の日から七・〇。パーセント
- (ii) 三年目の初日から六・〇。パーセント
- (iii) 五年目の初日から三・〇。パーセント
- (iv) 八年目の初日から無税

8 関税については、次の規定に従つて撤廃する。

- (i) この協定の効力発生の日から十・〇。パーセント
- (ii) 三年目の初日から七・〇。パーセント

- 9  
(ii) 五年目の初日から三・〇パーセント  
(iii) 八年目の初日から無税

関税については、次の規定に従つて撤廃する。

- (i) この協定の効力発生の日から十二・〇パーセント  
(ii) 六年目の初日から八・〇パーセント  
(iii) 十一年目の初日から四・〇パーセント  
(iv) 十六年目の初日から無税

10  
関税については、次の規定に従つて撤廃する。

- (i) この協定の効力発生の日から十二・五パーセント  
(ii) 六年目の初日から十・〇パーセント  
(iii) 十一年目の初日から五・〇パーセント  
(iv) 十六年目の初日から無税

## 第二節 日本国の表

1 関税率表番号	2 品名	3 基準税率	4 区分	5 注釈
第一類 ○一・〇一 ○一〇一・一〇 ○一〇一・九〇	動物（生きているものに限る。） 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。） 純粹種の繁殖用のもの			
馬  サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ 系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政 令で定めるところにより証明されたもの	その他ものの  軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していな いものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。） その他もの  ろ馬、ら馬及びヒニー			
馬  軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	その他もの			
A      A X A      A				

その他のもの

軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）

その他のもの

ろ馬、ら馬及びヒニー

牛（生きているものに限る。）

純粹種の繁殖用のもの

その他のもの

水牛

その他のもの

豚（生きているものに限る。）

純粹種の繁殖用のもの

その他のもの

一頭の重量が五〇キログラム未満のもの

一頭の重量が五〇キログラム以上のもの

羊及びやぎ（生きているものに限る。）

家きん（鶏（ガルルス・ドメステイクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）

その他の動物（生きているものに限る。）

○一・六

○一・五

○一・四

○一・三

○一・二

○一・一

○一・〇

○一・九二

○一・九一

○一・〇三・一〇

○一・〇三

○一・〇二

○一・〇一

○一・〇二・九〇

○一・〇二・一〇

○一・〇二

○一・〇一

第二類

○一・○一

○一・○二

○一・○三

○一〇三・一

枝肉及び半丸枝肉

いのししのもの

その他もの

○一〇三・一二

骨付きのものも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）

いのししのもの

その他もの

○一〇三・一九

その他もの  
いのししのもの

その他もの  
いのししのもの

冷凍したもの

枝肉及び半丸枝肉

いのししのもの

その他もの

○一〇三・二三

骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）

いのししのもの

A

X A

X A

X A

X A

X X

○一〇三・二九							
○一・〇四							
○一〇五・〇〇							
○一・〇六							
○一〇六・一〇							
○一〇六・一二							
○一〇六・二二							
○一〇六・二九							
○一〇六・三〇							
○一〇六・三九							
○一〇六・四一							
肝臓							
いのししのもの							
その他のもの							
豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
いのししのもの							
その他のもの							
豚のもの（冷凍したものに限る。）							
その他のもの							
羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）							
馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）							
食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）							
牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）							
牛のもの（冷凍したものに限る。）							

○一〇六・四九

その他のもの  
いのししのもの

その他のもの

○一〇六・八〇

その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○一〇六・九〇

その他もの（冷凍したものに限る。）

○一・〇七

肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの

分割してないものの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

分割してないものの（冷凍したものに限る。）

○一〇七・一三

分割したものの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○一〇七・一四

分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）

肝臓

その他のもの

七面鳥のもの

分割してないものの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

分割してないものの（冷凍したものに限る。）

分割したものの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）

あひる、がちよう又はほろほろ鳥のもの

A A A A X A X X X A A X A

○二〇七・三二一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二〇七・三三一	あひるのもの
○二〇七・三三二	その他のもの
○二〇七・三三三	分割してないもの（冷凍したものに限る。）
○二〇七・三四四	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二〇七・三五五	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○二〇七・三六六	あひるのもの
○二〇七・三六七	その他のもの
○二・〇八	その他のもの（冷凍したものに限る。）
○二〇九・〇〇〇	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○二・一〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出しないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）
○二・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール
豚の肉	ばら肉及びこれを分割したもの
○二・一〇・一	その他のもの
○二・一〇・一二	骨付きのものも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）
○二・一〇・一九	その他のもの
○二・二〇	牛の肉

九・六%	A A A B <sub>7</sub>	A A A B <sub>7</sub>
X X X X	A	A A A B <sub>7</sub>

○二一〇・九一	○一一〇・九二	○一一〇・九三	○一一〇・九九
その他もの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。） 鯨長類のもの	鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン (海牛目)のもの	爬虫類（ヘビ及びカメを含む。）のもの	その他もの
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
○三・〇一	魚（生きているものに限る。）	魚（生きているものに限る。）	魚（生きているものに限る。）
○三〇一・一〇	観賞用の魚	観賞用の魚	観賞用の魚
○三〇一・九一	こい及び金魚	こい及び金魚	こい及び金魚
○三〇一・九二	その他のもの	その他のもの	その他のもの
○三〇一・九三	その他の魚（生きているものに限る。）	その他の魚（生きているものに限る。）	その他の魚（生きているものに限る。）
○三〇一・九四	その他のもの	その他のもの	その他のもの
○三〇一・九五	うなぎ（アングイルラ属のもの）	うなぎ（アングイルラ属のもの）	うなぎ（アングイルラ属のもの）
○三〇一・九六	養魚用の稚魚	養魚用の稚魚	養魚用の稚魚
○三〇一・九七	その他もの	その他もの	その他もの
三・五%	三・五%	三・五%	四・二%
A B 5	A B 5	X A B 5	A

○三〇一・九三

二  
い

養魚用の稚魚

その他のもの

○三〇一・九九

その他もの

養魚用の稚魚

その他もの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラカルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

その他もの

○三一・〇二一

魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフイレその他  
の魚肉を除く。）

さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）

○三〇二・一一

ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）

○三〇二・一二

太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オ

三・五  
%

一八五

X	R X	A	B 5	A	X
---	-----	---	-----	---	---

ンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイットスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）

○三〇一・一九

その他のもの

ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）

ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス）

プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）

ソール（ソレア属のもの）

その他のもの

まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）

（肝臓、卵及びしらこを除く。）

びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）  
きはだまぐろ（トウヌス・アルバカレス）

かつお

めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）

くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）

みなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）

その他のもの

○三〇一・三四  
○三〇一・三五  
○三〇一・三六  
○三〇一・三九

三・五%	三・五%	三・五%	三・五%
B 5	B 5	B 5	B 5

X X X X X X X

X X

○三〇一・四〇	
○三〇一・五〇	
○三〇一・六一	
○三〇一・六二	
○三〇一・六三	
○三〇一・六四	
○三〇一・六五	
○三〇一・六六	
○三〇一・六九	

にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）  
 コツド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）  
 その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）  
 いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディニエルラ属のもの）  
 サルディノプス属のもの  
 その他もの  
 ハドック（メラノグラムス・アイグレフィヌス）  
 コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）  
 さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス）  
 さめ  
 うなぎ（アングイルラ属のもの）  
 その他もの  
 にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

	三・五%	三・五%	三・五%	X	X
X	B 5	A	X	B 5	B 5

その他のもの

バラクーダ（カマツ科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及び

たい

その他のもの

かじき

ふぐ

その他のもの

肝臓、卵及びしらこ

にしん（クルペア属のもの）の卵

たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵

その他のもの

魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）

太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オングルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。

肝臓、卵及びしらこを除く。）

べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）

その他のもの

その他のかけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）

ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ

〇三〇一・二

〇三〇三・一九

〇三〇三・二

〇三〇一・七〇

〇三〇一・七〇

	R	X	B 5	R	B 5	X	A
五・六%				三・五%			

X	X	R	X	B 5	R	B 5	X	A
1		1						

ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル  
大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）  
その他のもの

ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）

ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロス及びヒポグロスス・ステノレピス）

プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）  
ソール（ソレア属のもの）

## その他のもの

まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）  
（肝臓、卵及びしらこを除く。）

周易

びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）  
きはだまぐろ（トウヌス・アルバカレス）

かつお

めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）

くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）

みなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）  
その他のもの

	三	三	三	三
•	•	•	•	
五	五	五	五	
%	%	%	%	
X X X X X X X	B B B B	X X X		
5 5 5 5				

○三〇三・五〇

にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）

○三〇三・六〇

コッソ（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）

○三〇三・七一

その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）  
いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）

サルディノプス属のもの

その他のもの

○三〇三・七二

ハドック（メラノグラムス・アイグレフィヌス）

○三〇三・七三

コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）

○三〇三・七四

さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス）

○三〇三・七五

さめ

○三〇三・七六

うなぎ（アングイルラ属のもの）

○三〇三・七七

シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・ブンクタトウス）

○三〇三・七八

ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）

メルルシウス属のもの  
ウロフュキス属のもの

三・五%	X	B	B	A	X	B	B	X	X
5		5	5			5	5		

○三〇三・七九

その他もの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

その他もの

バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びしじやも

その他もの

かじき及びめろ（ディソステイクス属のもの）

さわら

その他もの

肝臓、卵及びしらこ

にしん（クルペア属のもの）の卵

たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵

その他もの

魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）

○三〇三・八〇

生鮮のもの及び冷蔵したもの  
フィレ

			四 %		三・五 %		
R	X	B 5	B 5	R	X	A	X
				1	1		

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカブテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

その他もの

くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）

その他もの

その他もの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカブテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

その他もの

バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、た  
い及びさめ

その他もの

くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マツコ

A

X

R X

X

---

○三〇四・二〇

---

イイ)

その他のもの

冷凍したフレ

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

その他のもの

まぐろ（トウヌス属のもの）、かじき及びめろ（ディソステイクス属のもの）

その他のもの

○三〇四・九〇

その他のもの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

その他のもの

バラクータ（かます科又はくろたちます科のもの）、キングクリップ、たい、さめ及びしやも

その他のもの

いとより（すり身のものに限る。）、くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）及

三・五  
%

びみなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）

さわら

その他のもの

魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

○二〇五・一〇  
魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）

さけ科のものの卵

たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵

こんぶかずのこ

その他のもの

○二〇五・三〇  
魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものとし、くん製のものを除く。）

さけ科のもの

その他のもの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、

一九四

	X	A	B	X	B	B	X	R	X
三・五%				八・四%					
一〇%				三・五%					

	X	A	B	X	B	B	X	R	X
三・五%				八・四%					
一〇%				三・五%					

一〇%

A B  
7 5

	X	A	B	X	B	B	X	R	X
三・五%				八・四%					
一〇%				三・五%					

	X	A	B	X	B	B	X	R	X
三・五%				八・四%					
一〇%				三・五%					

あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

○三〇五・四一  
くん製した魚（ファイルを含む。）

○三〇五・四二  
太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイットスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）

○三〇五・四三  
にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）

○三〇五・四九  
その他のもの

乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものと除く。）

○三〇五・五一  
コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）

○三〇五・五九  
その他のもの

さけ科のもの

○三〇五・五九  
その他のもの

○三〇五・五九  
その他のもの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノノブス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のラビス属のもの）

—  
○ ○  
% %

---

X X X B B X B X  
7 7

その他のもの

塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したもの）を除く。）及び塩水漬けした魚にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）

○三〇五・六一

○三〇五・六二

○三〇五・六三

○三〇五・六九

コツド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）かたくちいわし（エングラウリス属のもの）

その他のもの

甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸氣又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

冷凍したもの

○三〇六・一二  
いせえびその他のいせえび科のえび（ペリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）

○三〇六・一二  
ロブスター（ホマルス属のもの）

○三〇六・一三  
シユリンプ及びプローン

○三〇六・一四  
かに

たらばがに（パラリソドス属のもの）、ずわいがに（キオノエセテス属のもの）及びがに（エリマクルス属のもの）

その他のもの

四  
%

B R  
5

A A A

X X X X R

○三〇六・一九

その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

えび

その他のもの

冷凍しないもの

いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの

その他のもの

ロブスター（ホマールス属のもの）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの

その他のもの

シュリンプ及びプローン

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものの

その他のもの

かに

○三〇六・二四  
○三〇六・二九  
かに  
その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの  
えび

A	R	B 5	A	B 5	A	B 5	A	B 7	A
---	---	--------	---	--------	---	--------	---	--------	---

○三〇七・三九	○三〇七・二九	○三〇七・二一	○三〇七・一〇	○三〇七・一〇 かき	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	その他もの えび
い貝（ミュテイルス属又はペルナ属のもの）	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	その他もの 含む。）	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	その他もの 含む。）	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	その他もの 含む。）
その他もの 冷凍したもの						

			一〇・五%		一〇%	四%	七%
R	R	X X	B 7	R	B 7	B 5	B 7
1	1		1				

その他のもの

いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリ  
フエス属、ロリゴ属、ノトトダ尔斯属又はセピオテイウチス属のもの）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

その他のもの

たこ（オクトapus属のもの）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

その他のもの

冷凍したもの

その他のもの

かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの

その他のもの

その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟體動物を除く。）

貝柱及びいか

その他のもの

	一〇% X A	七% B 7	一〇% B 7	五% B 7	R	X X	B 7
--	------------	-----------	------------	-----------	---	-----	-----

---

○三〇七・九九

---

はまぐり

その他のもの

赤貝（生きているものに限る。）、うに及びあわび

くらげ

その他のもの

あさり及びしじみ

その他のもの

軟体動物

その他のもの

その他のもの

冷凍したもの

貝柱及びいか

うに、くらげ及びなまこ

うに

その他のもの

その他のもの

はまぐり

その他のもの

あわび

あさり及びしじみ

---

一一〇〇

七 %		七 %		七 %		七 %	
R	B 7	R	B 7	R	X	B 7	X
						R	R
1		1		1		1	1

---



○四〇二・九〇	○四〇一・二九	○四〇二・九一	○四〇二・九九
その他のもの	その他のもの	砂糖その他の甘味料を加えてないもの	脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの
		加圧容器入りにしたホイップドクリーム	加圧容器入りにしたホイップドクリーム
	その他のもの	その他のもの	その他のもの
	その他のもの	脂肪分が全重量の八%を超えるもの	脂肪分が全重量の八%を超えるもの
		加圧容器入りにしたホイップドクリーム	加圧容器入りにしたホイップドクリーム
	その他のもの	その他のもの	その他のもの
	その他のもの	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又是酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）ヨーグルト	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又是酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）ヨーグルト
	冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）		
その他のもの	その他のもの		

X R X	X X R	X X R	X
-------	-------	-------	---

1

1

1

○四・〇四

ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）

○四・〇五

ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド

○四・〇六

チーズ及びカード

○四〇七・〇〇

殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）

ふ化用のもの

その他のもの

殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸氣又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

卵黄

○四・〇八・一一

乾燥したもの

○四〇八・一九

その他のもの

率より低いときは、当該従	八円の従量税率が一キログラムにつき四二〇%（その	一八・八%	B 15	B 15	R A	R X X
--------------	--------------------------	-------	------	------	-----	-------

第七類	第六類	第五類				
食用の野菜、根及び塊茎	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び 装飾用の葉	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）  食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	天然はちみつ			
				（その率が一 キログラムにつき五一円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	二一・三% 二一・三%	量税率）
	A	A	A R		B 15	二〇四
			1			

○七・〇一

ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○七・〇二・〇〇

トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○七・〇三

たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○七・〇三・一〇

たまねぎ及びシャロット

たまねぎ

課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの

一キログラム  
につき、課税  
価格と七三円  
七〇銭との差

額（その率が  
八・五%の従  
価税率より高  
いときは、當  
該従価税率）

三%

B A

B 15

○七・〇三・二〇  
○七・〇三・九〇

課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの  
シャロット

にんにく

リーキその他のねぎ属のもの

ねぎ（アリウム・フィスツロースム）

その他のもの

キヤベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

○七  
•  
○四

及び冷蔵したものに限る。）

にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）  
豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わな

10

その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

〇七  
•  
〇九

## アスパラガス

七〇九

セルリー（セルリアクを除く。）

七〇九

きのこ及びトリフ

七〇九

〇七〇九・五九

その他のもの

○七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実
○七〇九・七〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
○七〇九・九〇	その他のもの

○七・一〇	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸氣又は水煮による調理をしたものに限る。）
○七一〇・一〇	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）
○七一〇・二二	えんどう（ピスム・サティヴム）
○七一〇・二三	ささげ属又はいんげんまめ属の豆
○七一〇・二九	その他のもの
○七一〇・三〇	えだ豆
○七一〇・四〇	その他のものの
○七一〇・八〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
○七一〇・九〇	スイートコーン
○七一〇・九〇	その他の野菜
○七一〇・九〇	ごぼう
○七一〇・九〇	その他のもの
野菜を混合したもの	

一 〇 ・ 六 % 六 %	八 ・ 六 % 六 % 六 %	八 ・ 五 % 五 % 五 %	八 ・ 五 % 五 % 五 %	八 ・ 五 % 五 % 五 %	六 % 六 %	三 % A B 5 A
B 5 10	B 7 5	B 7 5	B 7 5	B 7 5	A B 5	A B 5 A

## スイートコーンを主成分とするもの

## その他のもの

○七・一  
一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）

○七一一・二〇  
オリーブ

○七一一・三〇  
ケーパー

○七一一・四〇  
きゅうり及びガーキン

きのこ及びトリフ

○七一一・五一  
きのこ（はらたけ属のもの）

その他のもの

○七一一・五九  
その他の野菜及び野菜を混合したもの

なす（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）、らつきよう及びわらび

なす  
らつきよう及びわらび

その他のもの

ごぼう

その他のもの

なす

その他のもの

一〇・六%	六%	七・五%	九%	九%	六%	六%	二%	九%	九%
B 5	B 7	A	B 7	B 7	B 7	B 7	B 10	B 5	B 15

○七・一二

乾燥野菜（全形のもの及び切り、碎き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したもの）を除く。）

○七一二・一〇

きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ

○七一二・三一

きのこ（はらたけ属のもの）

○七一二・三二

きくらげ（きくらげ属のもの）

○七一二・三三

白きくらげ（白きくらげ属のもの）

○七一二・三九

その他のもの

しいたけ

その他のもの

○七一二・九〇

その他の野菜及び野菜を混合したもの

スイートコーン

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの

その他のもの

一キログラム

につき九円

その他のもの  
ばれいしょ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したもの）を除く。）

一〇%	B 10	B 5	A	A X	A A	B 7	九% B 15
-----	---------	--------	---	-----	-----	--------	---------------

七・五  
九%  
B  
7

○七・一三

乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）

○七一三・一〇

えんどう（ピスマ・サティイヴム）

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する

ようにしたもの

その他のもの

播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところに

より証明されたもの

その他のもの

○七一三・一〇

ひよこ豆

ささげ属又はいんげんまめ属の豆

○七一三・三一

緑豆（ヴィイグナ・ムンゴ及びヴィイグナ・ラジアタ）

○七一三・三三

小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィイグナ・アングラリス）

○七一三・三三

いんげん豆（ファセオルス・ブルガリス）

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する

ようにしたもの

その他のもの

○七一三・三三

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する

ようにしたもの

○七一三・一〇

その他のもの

その他のもの

たけのこ

その他のもの

播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの

その他のもの

○七一三・三九

その他のもの

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの

その他のもの

播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの

その他のもの

○七一三・四〇

ひら豆

○七一三・五〇

そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの

その他のもの

播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの

その他のもの

○七一三・九〇

その他のもの

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する  
ようにしたもの

その他のもの

播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところに  
より証明されたもの

その他のもの

カツサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又  
はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥した  
ものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わな  
い。）並びにサゴやしの髓

○七一四・一〇

カツサバ芋

冷凍したもの

飼料用のもの

注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。

その他のもの

その他のもの

粉又はミールのペレット

飼料用のもの

注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。

その他のもの

一一  
%

X	A	B	A	X	A	A
		10				

一一  
二

その他のもの  
飼料用のもの

注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。

その他のもの

○七一四・二〇

かんしょ

冷凍したもの

その他のもの

○七一四・九〇

その他のもの

冷凍したもの

さといも

その他のもの

その他のもの

第八類

○八・〇一

○八・〇一

○八〇一・一一

アーモンド  
殻付きのもの

食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

ココヤシの実、ブラジルナット及びカシュー・ナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）

その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）

一 九 %	一 二 %	一 〇 %	一 二 ・ 八 %	一 三 ・ 八 %	九 %
-------------	-------------	-------------	-----------------------	-----------------------	--------

二  
一  
三

A	A	B 7	B 10	B 7	B 15	B 15	B 7	A

○八〇二・一二	殻を除いたもの
○八〇二・一二	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）
○八〇二・一二	殻付きのもの
○八〇二・一二	殻を除いたもの
○八〇一・三一	くるみ
○八〇一・三一	殻付きのもの
○八〇一・三一	殻を除いたもの
○八〇一・四〇	くり（カスタネア属のもの）
○八〇一・五〇	ピスタチオナット
○八〇一・九〇	その他もの
○八〇三・〇〇	びんろう子、マカダミアナット及びペカン その他のもの
○八〇三・〇〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） 生鮮のもの 乾燥したもの
○八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴースチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） なつめやしの実 いちじく
○八〇四・一〇	パイナップル
○八〇四・一〇	
○八〇四・三〇	
○八〇四・三〇	

三 %			一 二 %		九 ・ 六 %		一 〇 %		二 二 四		
X	B	A	A	Q	B	A	A	B	B	A	A
	5				10			15	7		

○八〇四・四〇	アボカドー
○八〇四・五〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン
○八・〇五	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
○八〇五・一〇	オレンジ

○八〇五・二〇	毎年六月一日から同年一月三〇日までに輸入されるもの 毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの マンダリン、タンジェリン及びうんじゅうみかん並びにクレメンタイン、ウイルキン
○八〇五・四〇	グレープフルーツ
○八〇五・五〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウラ
○八〇五・九〇	ンティフオリア及びキトルス・ラティフオリア） その他のもの
○八・〇六	ライム（キトルス・アウランティフオリア及びキトルス・ラティフオリアを除く。） その他のもの
○八〇六・一〇	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） 生鮮のもの
○八〇六・二〇	毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの 毎年一一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの 乾燥したもの

二 二 五	七 ・ 八 %	一 七 %	一 七 %	A	B 7	B 10	一 〇 %	一 七 %	三 二 %	一 六 %	A A
				B	A	15		B 7	B 15	B 15	B 15

○八・○七  
パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）

メロン（すいかを含む。）  
すいか

○八〇七・二  
パパイヤ  
その他のもの

○八〇七・一九  
パパイヤ

○八・○八  
りんご、なし及びマルメロ

○八〇八・一〇  
りんご  
なし及びマルメロ

○八〇八・一〇  
りんご

○八〇八・一〇  
なし及びマルメロ

あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）

○八〇九・一〇  
あんず

さくらんぼ

○八〇九・三〇  
桃（ネクタリンを含む。）

プラム及びスロー

○八〇九・四〇  
その他の果実（生鮮のものに限る。）

ストロベリー

○八一〇・一〇  
ラズベリー、ブラツクベリー、桑の実及びローガンベリー

○八一〇・三〇  
布拉ツクカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー

○八一〇・四〇  
クランベリー、ビルベリーその他バキニウム属の果実

○八一〇・五〇  
キウイフルーツ

六 四 %	六 %	六 %	六 %	八 ・ 五 %	六 %	四 ・ 八 %	一 七 %	六 %
B 5	A	A	A	B 5	B 5	B 7	B 5	B 5

○八一〇・六〇  
○八一〇・九〇

ドリアン  
その他のもの

ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びこれんし

その他のもの

○八一・一  
○八一一・一〇

冷凍果実及び冷凍ナツト（調理してないもの及び蒸氣又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

ストロベリー

砂糖を加えたもの

その他のもの

○八一一・二〇  
○八一一・九〇

ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー

その他のもの

砂糖を加えたもの

パイナップル

ベリー

サワーチェリー

桃及びなし

その他のもの

パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンギ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジヤンボ、レンズ、サポテ、チエリ

	六・九%			A	九・六%		六%	
	B	B	A		X	A	B	B
	7	10				10	7	5

モア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パツ  
ションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ

その他のもの

その他のもの

パイナップル

パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、  
ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンズ、サポテ、チエリモア、  
サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パツションフ  
ルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカ  
ム

桃及びなし

その他のもの

一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫  
酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では  
食用に適しないものに限る。）

さくらんぼ

その他のもの

バナナ

オレンジ

毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの

一 六 %	一 七 %	一 二 %	七 %	.	一 二 %	六 %
B 15	R 15	B 15	B 10	B 7	A	X 10

毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの

## グレープフルーツ

## その他もの

レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの  
を除く。）

## その他のもの

パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンズ、サポテ、チエリモア、サントル、シユガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パツショントフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレインシマンダリン、タンジエリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、  
ウイルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種

## その他のもの

乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナツト又は乾燥果実を混合したもの

あんず

ブルーン

四  
三

## その他の果実

第九類 ○九・〇一	○八一三・五〇	ベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チエリモア、シユガーアップル、カスターアップル、パッショングルーツ、ランソム、サワーサップ、レイン及びサントル			
		この類のナット又は乾燥果実を混合したもの		その他のもの	
コーヒー、茶、マテ及び香辛料	○八一四・〇〇	ナット又は乾燥果実の单一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第〇八〇二・九〇号のナット（びんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。）	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	その他のもの	ベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チエリモア、シユガーアップル、カスターアップル、パッショングルーツ、ランソム、サワーサップ、レイン及びサントル
コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）		A 10	B A	A 7	B A
コーヒー（いつたものを除く。）					

○九〇一・一一  
○九〇一・一二

---

○九〇一・一二  
○九〇一・二二  
○九〇一・二三  
○九〇一・九〇

○九・〇二  
○九〇一・一〇

○九〇一・一一  
○九〇一・一二  
○九〇一・二二  
○九〇一・九〇

茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）  
緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）  
その他の緑茶（発酵していないものに限る。）  
くず（飲用に適するものを除く。）  
その他のもの

紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）  
紅茶  
その他のもの

その他の紅茶及び部分的に発酵した茶  
くず（飲用に適するものを除く。）  
その他のもの

紅茶  
その他のもの

○九〇一・四〇

その他のもの

○九〇三・〇〇

マテ

○九・〇四

とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）及び  
こしょう属のペッパー

○九〇五・〇〇

バニラ豆

○九・〇六

けい皮及びシンナモンツリーの花

○九〇七・〇〇

丁子（果実、花及び花梗に限る。）

○九・〇八

肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類

○九・〇九

アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及び  
ジユニペーベリー

○九一〇・一〇

しようが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料

○九一〇・一〇

しようが

○九一〇・一〇

塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたも  
の

その他もの  
の  
月けい樹の葉及びタイム

サフラン

うこん

月けい樹の葉及びタイム

カレー

その他の香辛料

三・六  
%

B  
7

九  
%

B  
7

A

A

A

A

A

一七  
%

B  
10

二二  
二

B  
15

○九一〇・九一	○九一〇・九九
第一〇類	この類の注1(b)の混合物 その他のもの

一〇・〇一	穀物
一〇〇一・〇〇	小麦及びメスリン
一〇〇三・〇〇	ライ麦
一〇〇四・〇〇	大麦及び裸麦
一〇・〇五	オート
一〇〇五・一〇	とうもろこし
一〇〇五・九〇	播種用のもの
一〇〇七・〇〇	その他もの
米	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）
グレーンソルガム	その他もの
飼料用のもの	税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。
その他もの	コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの
その他もの	その他もの

二  
二  
三

A X X R	A A A A X A X	A A
---------	---------------	-----

		一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物
		一〇〇八・一〇	そば
		一〇〇八・一〇	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する
		一〇〇八・三〇	ようとしたもの
		一〇〇八・九〇	その他のもの
		一〇〇八・一〇	ミレット
		一〇〇八・三〇	カナリーシード
		一〇〇八・九〇	その他の穀物
第一 一類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する	
一一 一〇一・〇〇	小麦粉及びメスリン粉	ようとしたもの	
一一 一・〇一	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	その他のもの	
一一 一〇一・一〇	ライ麦粉	ライ小麦	
一一 一〇一・一〇	とうもろこし粉	その他のもの	
一一 一〇一・三〇	米粉		
七 五 %			九 %
X X B 10	X	A X A	A A B 7 A

一一〇一・九〇	その他もの	大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉	その他のもの	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット	ひき割り穀物及び穀物のミール	小麦のもの	とうもろこしのもの
一一〇二・一〇	ペレット	小麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの	オートのもの	他の穀物のもの	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの	小麦のもの	とうもろこしのもの
一一〇三・一九	オートのもの	とうもろこしのもの	オートのもの	他の穀物のもの	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの	小麦のもの	とうもろこしのもの
一一〇四	その他もの	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にどう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物				

二二五

	二一・三 八・五 % B 10	二一・三 八・五 % B 10	六 六 % X 10		八 八・五 % B 10	六 六 % X 10	R	X	二一・三 % B 10	X

一一〇四・一二	オートのもの
一一〇四・一九	その他の穀物のもの
一一〇四・二三	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの
一一〇四・二九	とうもろこしのもの
一一〇四・二三	その他のもの
一一〇四・二三	その他の加工穀物（例えは、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）
一一〇四・二三	オートのもの
一一〇四・二三	とうもろこしのもの
一一〇四・二三	コーンフレークの製造に使用するもの
一一〇四・二九	その他の穀物のもの
一一〇四・二九	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの
一一〇四・二九	その他のもの
一一〇四・二九	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）
一一〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット
一一〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの
一一〇六・一〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの

	二〇%	一七%	一六・二%	一八%	六%	八・五%	二・三%	六%
X	B 15	X 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 10



一一〇一・一〇

殻付きのもの

採油用のもの

注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。

その他のもの

殼を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）

採油用のもの

注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。

その他のもの

一一〇三・〇〇

コプラ

亜麻の種（割つてあるかないかを問わない。）

二二・〇五  
菜種（割つてあるかないかを問わない。）

二二〇六・〇〇  
ひまわりの種（割つてあるかないかを問わない。）

二二・〇七  
その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）

二二・〇八  
採油用の種又は果実の粉及びミール（マスター<sup>は</sup>ドの粉及びミールを除く。）

二二・〇九  
播種用の種、果実及び胞子

ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉碎し、粉状にし又はペレット

状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン

主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）

A A A A A A A X A X A

一一一・一二

海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）

一一一・一〇

ローカストビーン（種を含む。）

海草その他の藻類

食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）

長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの

その他のもの

あまのり属のもの及びこれを交えたもの

その他のもの

ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）

その他のもの

その他のもの

ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、ところこんぶ属又はこんぶ属のもの

ふのり属のもの



		一三〇一・一一	生あへん
		一三〇一・一二	甘草のもの
		一三〇一・一三	ホップのもの
		一三〇一・一四	除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの
		一三〇一・一九	除虫菊エキス
		その他	その他
		飲料	飲料
		植物性の一種類の原料から得たもの	植物性の一種類の原料から得たもの
		その他	その他
		その他	その他
		ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩
		寒天	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）
		ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）
		その他	その他
第一四類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色		
一四・〇一			
			一〇%
一三三	A A R A A R B 7	A B 5	六%
	1	1	

第一五類	一四〇二・〇〇 一四〇三・〇〇 一四・〇四	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろ ルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを 問わない。)	主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイー ルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを 問わない。）	一四〇一・〇〇 一四〇一・九〇	いぐさ、七島い（キユペルス・テグティフオルミス）及び莞草（キユペルス・エ クサルタトウス） その他のもの
第一五類	一五〇一・〇〇 く。 豚脂	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろ ルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを 問わない。）	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサ バ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）	一四〇一・一〇 一四〇一・二〇 一四〇一・九〇	したものの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮 竹 とう その他のもの いぐさ、七島い（キユペルス・テグティフオルミス）及び莞草（キユペルス・エ クサルタトウス） その他のもの
A	A	A	A	B 7	A A
				八 五 %	



一五・〇七	し、精製してあるかを問わない。)		
一五・〇八	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかを問わない。）		
一五・〇九	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかを問わない。）		
一五一〇・〇〇	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかを問わない。）		
一五・一一	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかを問わない。）		
一五・一二	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかを問わない。）		
一五一二・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかを問わない。）		
一五一二・一九	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物		
粗油	粗油（ゴシポールを除いてあるかを問わない。）		
その他のもの	綿実油及びその分別物		
輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの		
A R R	A A	A R R	1 1
A	A	A	1

一五一二・二九	その他のもの
一五・一三	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの
一五・一四	その他のもの
一五・一五	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五一五・一一	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五一五・一九	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五一五・二一	亞麻仁油及びその分別物
一五一五・二九	粗油
一五一五・三〇	その他のもの
一五一五・四〇	とうもろこし油及びその分別物
一五一五・五〇	ひまし油及びその分別物
一五一五・九〇	桐油 <small>とう</small> 及びその分別物
一五一五・九〇	ごま油及びその分別物
一五一五・九〇	その他のもの

三													
五	R	A	A	R	R	R	R	R	A	R	A	R	R
	1			1	1	1	1		1		1		1

二・九%	六・四%			A	R X	R X	A	
R 5	B 5	P						
4	3			1	1			
その他のもの	動物性油脂及びその分別物の混合物（その他の調製をしたもの）を除く。	マーガリン（液状マーガリンを除く。）	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）	マーテル化し、リエヌテル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したもの）を除く。）	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インター	一五・一七	一五・一六	オイチシカ油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物
離型油	その他のもの	その他のもの	米油及びその分別物	その他のもの	酸価が〇・六を超えるもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
その他のもの	一五一七・一〇	一五一七・九〇						

二・九%  
六・四%

R 5

3

4

一五一八・〇〇

動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

一五二〇・〇〇

グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液

一五・二一  
植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）

一五二一・一〇

植物性ろう

一五二一・九〇

その他のもの

みつろう

その他のもの

一五二二・〇〇

デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物

第一六類

肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

一六〇一・〇〇  
ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品

一六・〇二  
一六〇一・一〇  
一六〇一・二〇  
その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血

均質調製品

動物の肝臓のもの

X	R	A	A	R	A	A
5		1				

牛又は豚のもの

その他のもの

第〇一・〇五項の家きんのもの

一六〇一・三一  
七面鳥のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの

その他のもの

鶏（ガルルス・ドメステイクス）のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの

その他のもの

一六〇一・三九  
その他のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの

その他のもの

豚のもの

もも肉及びこれを分割したもの

一六〇一・四一

六  
%

X	B	X	A	R	X	A	A	X	A	R	X
	5										

一六〇二・四二

一六〇二・四九

肩肉及びこれを分割したもの  
その他のもの（混合物を含む。）

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

一六〇二・五〇

牛のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

牛の臓器及び舌のもの

その他のもの

牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の二〇%

未満のもの

その他のもの

調味した後に乾燥したもの

その他のもの

一六〇二・九〇

その他のもの（動物の血の調製品を含む。）

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの

その他のもの

一六〇三・〇〇

肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース

肉のエキス及びジュース

その他のもの

一六・〇四

魚  
(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物

一六・〇四・二

魚  
(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)

さけ

気密容器入りのもの以外のもの

その他のもの

一六・〇四・一

いわし

一六・〇四・一

にしん

一六・〇四・一

さば

一六・〇四・一

まぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつお

一六・〇四・一

かたくちいわし

一六・〇四・一

その他のもの

うなぎ

その他のもの

一六・〇四・一

その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚

卵

にしん(クルペア属のもの)又はたら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシ  
ウス属のもの)のもの

二四〇

六・四%  
B X  
7

七・二%  
B R R R  
7 1 1 1

七・二%  
B R  
7

七・二%  
B X  
7

にしん（クルペア属のもの）のものの

気密容器入りのもの

その他のもの

たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの

その他のもの

その他のもの

一六〇四・三〇

一六・〇五

甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）

一六〇五・一〇

かに

キヤビア及びその代用物

その他もの

米を含むもの

その他もの

一六〇五・二〇

シリング及びプローン

くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩藏し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの

単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し若しくは冷凍したもの

その他のもの

その他のもの

三・二  
%

A B  
5

R X R

1 1

九・六  
%  
一一  
%  
六・四  
%  
七・二  
%  
四・八  
%

B B B R B B  
5 7 5 7 7

1

米を含むもの	ロブスター
その他のもの	その他の甲殻類
えび	その他ものの くん製したもの
いか	いか、帆立貝及び貝柱のもの
その他もの	その他もの
その他もの	その他もの
いか及びくらげ	いか及びくらげ
くらげ	くらげ
なまこ及びうに	なまこ及びうに
その他もの	その他もの
あわび及び帆立貝	あわび及び帆立貝
その他の軟体動物のもの	その他の軟体動物のもの
気密容器入りのもの	気密容器入りのもの
その他もの	その他もの

その他のもの

第一七類

糖類及び砂糖菓子

一七〇・〇一

甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしよ糖（固体のものに限る。）

一七〇・〇二

その他の糖類（化学的に純粹な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル

一七〇・一一

乳糖及び乳糖水

一七〇・一一  
の  
無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの

一七〇・一・一九

かえで糖及びかえで糖水

一七〇・一・二〇  
一七〇・一・三〇

ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。）

一七〇・一・四〇

ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇

%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）

一七〇・一・五〇

果糖（化学的に純粹なものに限る。）

一七〇・一・六〇  
一七〇・一・九〇

その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）

その他のもの（転化糖並びに他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）

七・二  
%

B  
7

X	A	X	X	X	A	A	X
---	---	---	---	---	---	---	---

て全重量の五〇%含有するものを含む。)

砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル

ハイ・テスト・モラセス

グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五一リボヌクレオチド及びその塩その他の政令で定める物品の製造に使用するもの

その他のもの

その他のもの

香味料又は着色料を加えたもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

その他のもの

ソルボース

その他のもの

糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）

一七〇三・一〇

甘しや糖みつ

グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五一リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの

その他のもの

飼料用のもの

注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。

		三 %		一 二 %		三 %		
A	B	X	B	X	X	X	B	X
	5		10				5	



一八〇四・〇〇 カカオ脂	一八〇五・〇〇 ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	一八・〇六 チョコレートその他のココアを含有する調製食料品	一八〇六・一〇 ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）
<hr/>			
砂糖を加えたもの	砂糖を加えたもの	その他もの	その他もの
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
砂糖を加えたもの	砂糖を加えたもの	その他もの	その他もの
その他もの	その他もの	その他もの	その他もの
その他もの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）			

R X	R X	X	P X	P A
1	1		9	8

		一八〇六・三一 詰物をしたもの
		一八〇六・三二 詰物をしてないもの
		チヨコレート菓子
		その他もの
		砂糖をえたもの
		その他もの
		その他もの
		チヨコレート菓子
		その他もの
		第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。）
		ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）
		その他もの
		砂糖をえたもの
		その他もの
		その他もの
第一九類 一九・〇一		
穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品		

一一四七

X	R	X	X	X	P	X	X	X
		1			10			

(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) 及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)

#### 一九〇一・一〇 育児食用の調製品(小売用にしたものに限る。)

第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。)

その他のもの

#### 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品

砂糖を加えたもの

その他のもの

その他のもの

#### 一九〇一・二〇 第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地

穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)、米菓生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状

態において全重量の三〇%以上のものに限る。)

その他のもの

第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品

砂糖を加えたもの

その他のもの  
その他のもの

一九〇一・九〇

その他のもの

穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）

その他のもの

第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品

砂糖を加えたもの

その他のもの

麦芽エキス

その他のも

一九〇三・〇二

スペゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニヨッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）

一九〇三・〇〇

タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）

一九〇四

穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（どうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものの（他の項に該当するものを除く。）

一九〇五

パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラーート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品

一九〇五・一〇

クリスピブレッド

ジンジャー・ブレッドその他これに類する物品

スイートビスケット、ワッフル及びウエハー

スイートビスケット

ワッフル及びウエハー

一九〇五・三一

ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品

一九〇五・四〇

ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品

四 ・ 五 %	四 ・ 五 %	九 ・ 六 %
B 15	X X	B 15

一九〇五・九〇

その他のもの

パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）

聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラーート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品

その他のもの

砂糖を加えたもの

あられ、せんべいその他これらに類する米菓、ビスケット、クッキー及びクラッカー

主としてぱれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの

その他のもの

その他のもの

あられ、せんべいその他これらに類する米菓、ビスケット、クッキー及びクラッカー

主としてぱれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの

その他のもの

第一〇類

野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

二二五一

九  
%

九  
%

	X	B	X	X	B	X	X	X	X

15

## 二〇〇・一

食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分

## 二〇〇一・一〇

きゅうり及びガーキン

## 二〇〇一・九〇

砂糖を加えたもの

## 二〇〇一・九〇

その他のもの

## 砂糖を加えたもの

パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンギ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンズ、サポテ、チエリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン

## スイートコーン

## ヤングコーンコブ

## その他のもの

## その他のもの

パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンギ、チャンペダ、

ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンズ、サポテ、チエリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン

## スイートコーン

七・五  
%

B 7 A

一六・八  
%  
B 10 B 15

一〇・五  
%  
B 7 A

九  
%  
B 10 B 10

二五二

ヤングコーンコブ

その他のもの

しょうが

その他のもの

一〇・〇一

調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの）

一一〇〇一・一〇

トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）

一一〇〇一・九〇

その他のもの

砂糖を加えたもの

その他のもの

トマトピューレー及びトマトペースト

その他のもの

一一〇・〇三

調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの）

一一〇〇三・一〇

きのこ（はらたけ属のもの）

砂糖を加えたもの

その他のもの

気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

フレンチマッシュルーム

一二五三

一三・六 %	A	B 15	X	B 15	B 15	R 10	B 10
B 10							

二一〇〇三・二一〇 その他もの  
二一〇〇三・九〇 トリフ  
二一〇・〇四 その他もの  
二一〇〇四・一〇 く。  
二一〇〇四・一〇 ばれいしょ  
　　単に加熱による調理をしたもの  
　　その他もの  
　　マッシュュポテト  
　　その他もの  
二一〇〇四・九〇 その他他の野菜及び野菜を混合したもの  
　　砂糖を加えたもの  
　　スイートコーン  
　　その他もの  
　　その他もの  
　　その他もの  
　　アスピラガス及び豆  
　　アスピラガス  
豆

	一 七 %	三 • 八 %	一 〇 • 五 %		三 • 九 %	一 六 %	八 • 五 %	
X	B 15	B 15	B 7		B 15	B 10	B 15	A A A A

二〇〇五・四〇	二〇〇五・一〇	二〇〇五・二〇	二〇・〇五
えんどう (ピスマ・サティヴィム)	均質調製野菜 砂糖を加えたもの	ばれいしょ マッシュポテト及びポテトフレーク	その他ものの 食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品 を除く。)
砂糖を加えたもの	砂糖を加えたもの	その他のもの	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜 (冷凍してないものに限るものとし、
その他のもの	その他のもの	その他のもの	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品 を除く。)
二三・六 %	一五 %	九 %	二〇・〇五
七・五 %	九 %	九 %	ヤングコーンコブ
九 %	一六・八 %	一六・八 %	たけのこ
九・六 %	九・六 %	九・六 %	スイートコーン
X B B	B B	B B	気密容器入りのもの
7 10	10	10 15	その他もの
二五	二五	二五	二五

その他のもの

気密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

さや付きのもの

その他のもの

さや付きのもの

その他のもの

ささげ属又はいんげんまめ属の豆

さやを除いた豆

砂糖を加えたもの

気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）

その他のもの

その他のもの

さやを除いた豆

砂糖を加えたもの

その他のもの

限る。）

気密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

二〇〇五・五九

一一〇〇五・五一

九・六%  
B 10

一四%  
X X X B 10

六・八%  
B 10  
九%  
B 7  
七・五%  
B 10  
九・六%  
B 10

二五六

二〇〇五・六〇

アスピラガス

気密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

その他のもの

その他のもの

二〇〇五・七〇

オリーブ

二〇〇五・八〇

スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）

砂糖を加えたもの

その他のもの

二〇〇五・九〇

その他の野菜及び野菜を混合したもの

砂糖を加えたもの

豆（さや付きのものを除く。）

気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）

その他のもの

その他のもの

その他のもの

たけのこ

ヤングコーンコブ

気密容器入りのもの

二五七

九 %	一 三 ・ 六 %	一 四 %	一 四 ・ 九 %	一 二 ・ 六 %	九 %
B 10	B 10	X X B 10	B 7	A B 10 15	B 7

その他のもの

豆（さや付きのものを除く。）

サワークラウト

その他のもの

気密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

にんにくの粉

その他もの

その他もの

にんにくの粉

その他もの

その他もの

一〇〇六・〇〇  
砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）

マロングラッセ

その他もの

ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

一一〇七・一〇  
均質調製果実

砂糖を加えたもの

三四  
%

B  
15

一二・六  
%

B  
10 15

九  
八  
%  
%

B  
7

九  
九  
六  
六  
%  
%  
%

B  
10  
15

九  
一  
六  
%  
%  
%

B  
X  
10  
10

一〇〇七・九一

その他のもの  
かんきつ類の果実

ジャム、フルーツゼリー及びママレード

砂糖を加えたもの

その他のもの

フルーツピューレー及びフルーツペースト

砂糖を加えたもの

その他のもの

その他のもの

ジャム及びフルーツゼリー

砂糖を加えたもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

その他のもの

フルーツピューレー及びフルーツペースト

その他のもの

その他のもの

フルーツピューレー及びフルーツペースト

その他のもの

二 二 三 五 %	二 一 三 五 %	四 〇 %	三 四 %	一 六 ・ 八 %	一 二 ・ 八 %	三 四 %	一 六 ・ 八 %	一 二 ・ 八 %	二 一 ・ 三 %
B 15	B 15	B 15	B 15	B 10	B 15	B 15	B 10	B 15	B 15

二〇〇八

果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）

ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）

二〇〇八・一

落花生

砂糖を加えたもの

ピーナツバター

その他のもの

ピーナツバター

その他のもの

その他のもの（混合したものを含む。）

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

その他のもの

カシューナット及びその他のいつたナット

その他のもの

パルプ状のもの

その他のもの

	A	B 15	B 7	B 10	X	B 7	X	B 10	一 二 %
一 六 ・ 八 %	五 ・ 五 %	一 〇 ・ 五 %			一 〇 %				

アーモンド（いつたものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（いつたものに限る。）及びカシューナット

ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット

ぎんなん

その他のもの

いつたもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

パイナップル

かんきつ類の果実

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

その他もの

その他のもの

パルプ状のもの

その他もの

その他のもの

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

その他もの

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

その他もの

二〇〇八・四〇

二〇〇八・二〇

なし

一  
二  
六  
一

二 二 % 一 五 %	一 七 % 一 三 %	二 三 % 一 八 %	二 九 % 一 八 %	一 二 % X B A	一 二 % B 10 7	四 % A
B 15 10	B 15 15	B 15 15	X 10			

その他もの

気密容器入りのもの

その他もの

その他のもの

パルプ状のもの

気密容器入りのもの

その他もの

その他ものの  
その他もの

その他もの

あんず

砂糖を加えたもの

その他もの

さくらんぼ

砂糖を加えたもの

その他もの

パルプ状のもの

その他もの

二〇〇八・七〇

二〇〇八・五〇

二〇〇八・五〇

桃  
(ネクタリンを含む。)

砂糖を加えたもの

その他もの

一 六 %	二 二 %	一 五 %	一 六 %	一 五 %	五 ・ 四 %	九 %	七 ・ 五 %	一 二 %	一 五 %	一 〇 ・ 八 %
B 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 7	B 7	B 10	B 10	B 10	B 7

パルプ状のもの

氣密容器入りのもの

その他のもの

その他のもの

氣密容器入りのもの

容器ともの  
一個の重量が一キログラム以上のもの

その他のもの

その他のもの

パルプ状のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

その他のもの

タガヤの密密器入りの本

ノイズの問題

## 砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

その他の文

二〇〇八·八〇

二六三

一 二 %		九 六 %		一 〇 七 %		三 四 %		六 八 %		二 九 八 %	
B 7	B 15	B 7	B 5	B 10	B 10	B 10	B 7	B 5	B 15	B 15	B 15

二〇〇八・九一  
二〇〇八・九二

パルプ状のもの  
その他のもの  
その他もの  
混合したもの  
ミックステッドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル  
砂糖を加えたもの

その他もの  
その他もの

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

その他もの

その他もの

パルプ状のもの

その他もの

二〇〇八・九九

梅

パルプ状のもの  
砂糖を加えたもの  
その他のもの

その他もの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）

パルプ状のもの  
その他のもの  
その他もの

二六四  
一五%  
一二%  
B  
10  
B  
10  
B  
10

七・五%  
一五%  
B  
10  
B  
10  
B  
10

六%  
A  
5

二九・八%  
B  
15  
B  
15

二三・八%  
B  
15

二一・三%  
B  
15

一二%  
B  
10

バナナ及びアボカドー

その他のもの

ベリー及びプルーン

バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン

気密容器入りのもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他もの

パルプ状のもの

バナナ、アボカドー、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン

カムカム

その他のもの

パルプ状のもの

バナナ、アボカドー、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン  
さとも（冷凍したものに限る。）

その他のもの

ブルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン  
ドリアン、ランブータン、パッショングルーツ、レイシ、ごれんし、

一〇 %	二・三 %	七・五 %	一六・八 %	七 %	五・五 %	五・五 %	一〇・五 %	二九・八 %	B 15	B 10
B 7	A 15	B 10	B 15	B 10	B 10	B 7	B 7	B 7	B 15	B 10

爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）及びカムカム

かんしょ（単に蒸氣又は水煮による加熱をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）

その他もの

果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

オレンジジュース

冷凍したもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

の  
その他もの

率） 当該従量税	二九・八 % (その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 	二五・五 % B 15	一二 % B 10	一二 % B 15	A

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のものの

その他のもの

冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のものの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

二九・八%  
(その率が一  
キログラムに  
つき二三円の  
従量税率より  
低いときは、  
当該従量税

二五・五%  
B B  
15 15

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

グレープフルーツジュース

ブリックス値が二〇以下のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

(その率が一 二九・八% 二三% B B 15 15	二一・三% 二五・五% B B 15 15	率) 従量税率より 低いときは、 当該従量税 二九・八% B B 15 15
--	--------------------------------	--

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

の  
その他のもの

当該従量税	低いときは、 従量税率より	二九・八% (その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より)	二三% B 15	一九・一% B 15	二五・五% B 15	低いときは、 当該従量税 率)	キログラムに つき二三円の 従量税率より
一一六九							

率)

一九・一%	二五・五%
B B	15 15

その他のもの  
しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）  
ブリックス値が二〇以下のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

二九・八%	一三%
B B	15 15

（その率が一  
キログラムに  
つき二三円の  
従量税率より  
低いときは、  
当該従量税

六%	率）
B 5	

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

レモンジュース

ライムジユース

その他のもの

その他のもの

## その他のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のも

## その他もの

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

レモンショーリズ

二二二

二〇〇〇年

二七一

二〇〇九・六九	二〇〇九・四一	二五・五%
二〇〇九・四九	その他のもの	
二〇〇九・五〇	バイナップルジュース	
二〇〇九・六一	ブリックス値が二〇以下のもの	

その他のもの  
バイナップルジュース  
ブリックス値が二〇以下のもの

その他のもの

トマトジュース

ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）

ブリックス値が三〇以下のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

の

その他のもの

その他のものの  
その他のもの

二九・八% (その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率)	二三% B 15	X X X B 15
B 15	B 15	

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

の  
その他もの

その他もの

その他もの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他もの

りんごジュース

ブリックス値が二〇以下のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

の  
その他もの

三四% (その他のもの)	二三% (その他もの)	一九・一%	二五・五%	當該従量税率	従量税率より低いときは、キログラムにつき二三円の従量税率	二九・八% (その率が一	一三% (その他のもの)
B	B	B	B			B	B
15	15	15	15			15	15

量税率)	率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	一九・一%	二九・八%	一二三%	三四% (その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従	B B 15 15	B B 15 15
------	------------------------------------	-------	-------	------	---------------------------------------	--------------	--------------

二〇〇九・七九

その他のもの

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

の

その他のもの

一一〇〇九・八〇

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）

果汁

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

ブルーンジュース

その他のもの

率)	当該従量税	（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、	二九・八%		一九・一%	
			B	B	B	B
一九・一%	一四・四%	一九・一%	15	10	15	15

その他のもの

野菜ジュース

砂糖を加えたもの

その他のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

混合ジュース

混合果汁

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

一一〇〇九・九〇

その他のものの

率)	当該従量税	低いときは、 従量税率より つき二三円の キログラムに (その率が一 二九・八% 二三% B B 15 15	二五・五% 八・一% 七・六% 七・二% B B 7 7
----	-------	--	---

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

混合野菜ジュース

砂糖を加えたもの

その他のもの

第二二類

二二・〇一

各種の調製食料品

コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物

コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに

二二〇一・一一

コーヒーをもととした調製品  
エキス、エッセンス及び濃縮物  
砂糖を加えたもの

その他のもの

インスタントコーヒー

その他のもの

二二〇一・一二

エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品

品

エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品

一九・一%  
二五・五%

八・一%  
五・四%

B B  
5 7  
B B  
15 15

八・八%  
八・八%

A B X  
7 7

砂糖を加えたもの  
その他のもの  
インスタントコーヒー  
その他のもの

コーヒーをもととした調製品

ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上

のもの

砂糖を加えたもの

の他のもの

一一〇一・一一〇

茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに  
茶又はマテをもととした調製品

茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品  
インスタントティー

の他のもの

茶又はマテをもととした調製品

ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上  
のもの

砂糖を加えたもの

の他のもの

八  
%

一五  
%

八・八  
%

X	X	B 7	A	B 10	X	X	A	B 7	X
---	---	--------	---	---------	---	---	---	--------	---

その他もの

二二〇一・二〇  
二二・〇一一

チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物

酵母（活性のあるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていかないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー

二二〇一・一〇  
二二〇一・二〇

酵母（活性のものに限る。）

二二〇一・三〇  
二二・〇三

酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていらないものに限る。）

二二〇一・三〇  
二二・〇三

調製したベーキングパウダー

二二〇一・一〇  
二二・〇三

ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマ

スタード  
醤油

二二〇一・一〇  
二二・〇三

トマトケチャップその他のトマトソース

二二〇一・三〇  
二二・〇三

マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード

小売用の容器入りにしたもの

その他のもの

ソース

二二〇一・九〇

その他のもの

マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング

	七 ・ 五 %	九 %	六 %	A	A	R	三 %	一 五 %
R	B 7	B 7	X 7	B 7			B 5	B 10
1						1		

その他もの	インスタントカレーその他のカレー調製品
その他もの	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの
その他もの	その他もの
その他もの	スープ、プロス、スープ用又はプロス用の調製品及び均質混合調製食料品
二一〇四・一〇	スープ、プロス及びスープ用又はプロス用の調製品 野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）
二一〇四・一一〇	その他もの
二一〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）
二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び纖維状にしたたんぱく質系物質
二一〇六・一〇	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）
その他もの	砂糖を加えたもの

		八			○		四		三		六	
		六	四	七		五		八		六		八
X	X	R	B	B	B		B	B	B	B	B	○
			10	7	7		7	7	7	7	7	○

二一〇六・九〇

その他のもの

植物性たんぱく

その他のもの

その他のもの

ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の

調製品

その他のもの

米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量  
が全重量の三〇%を超える調製食料品

その他のもの

糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）

チューインガム

こんにゃく

飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール

分が〇・五%を超えるものに限る。）

果汁をもととした調製品（アルコール分が一%未満のものに限る。）

従量税率より	二九・八%	X	R	X	X	X	B	B
	（その率が一 キログラムに つき二三円の B 15						10	7

低いときは、  
当該従量税  
率)

	九 %	一 〇 %	一 一 〇 %	一一 ・ 五 %	一一 〇 %		
その他のもの 第〇四・一〇項の物品のもの その他のもの	B 7	B 7	B 10	X	X	B 10	X

調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超える三〇%未満のものに限る。）

アルコールを含有しない飲料のもと

おたねにんじん又はそのエキスを含有するものの

その他のもの

その他のもの

第〇四・一〇項の物品のもの

その他のもの

ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの

その他のもの

たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製をえたものに限る。）

その他のもの

ひじき（ヒジキア・フスイフオルミス）その他の第一二一二・二〇号の物品のもの

ひじき（ヒジキア・フスイフオルミス）

その他のもの

その他のもの

第二二類

二二一・〇一

飲料、アルコール及び食酢

水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、冰及び雪

二二一・〇二

水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）その他のアルコールを含有しない飲料（第一〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）

二二一〇二・一〇

水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに

一一・五  
%

B  
10

A

X X R

A

限る。)

砂糖を加えたもの

その他のもの

三一〇一・九〇

砂糖を加えたもの

その他のもの

三一〇三・〇〇

ビール

三一・〇四

ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及  
びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）

三一〇四・一〇

スペーカリングワイン

その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの

二リットル以下の容器入りにしたもの

その他のもの

三一〇四・三〇

その他のぶどう搾汁

アルコール分が一%未満のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

の

その他のもの

(その率が一  
二九・八  
%  
二三  
%)

B B  
15 15

X X X

九・六  
%  
A B R  
7 7 1

二八四  
1

二一〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）アルコール分が一%未満のもの	二二一〇五・九〇	二二一〇五・一〇	二二一〇五・〇五	二二一〇五・〇五	二二一〇五・〇五	二二一〇五・〇五	二二一〇五・〇五
二九・八% (その率が一)	アルコール分が一%未満のもの	その他のも	植物又は芳香性物質 により香味を付けたものに限る。）	アルコール分が一%未満のもの	その他のも	その他のも	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの	その他のも
B 15	X 15	B 15	X 15	A 15	B 15	B 15	一九・一% 二五・五%	当該従量税率より低いときは、当該従量税率（）

キログラムに  
つき二三円の  
従量税率より  
低いときは、  
当該従量税

率

X

X

X A

一一〇七

エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）

一一〇七

る。

アルコール分が九〇%以上のもの

## 工業用アルコールの製造の用に供するもの

その他のもの

## その他のもの

麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの

## その他のもの

清酒及び濁酒

その他のもの

発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二三・〇二項の物品との混合

牛

二〇〇〇

その他のもの

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）

その他のもの

その他のもの

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）

その他のもの

二三〇七・二〇

変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）

二三一・〇八

エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）  
及び蒸留酒、リキュー、リキュー、その他のアルコール飲料

二三一〇八・二〇

ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒

二三一〇八・三〇

ウイスキー

二三一〇八・四〇

ラム及びタフィア

二三一〇八・五〇

ジン及びジュネヴァ

二三一〇八・六〇

ウオッカ

二三一〇八・七〇

リキュー及びコーディアル

二三一〇八・九〇

その他のもの

エチルアルコール及び蒸留酒

フルーツブランデー

その他のもの

エチルアルコール

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）

その他のもの

その他のもの

アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）

その他のもの

その他のアルコール飲料

合成清酒及び白酒

果汁をもととした飲料（アルコール分が一%未満のものに限る。）

その他のもの

（その率が一  
二九・八%  
キログラムに  
つき二三円の  
従量税率より  
低いときは、  
当該従量税  
率）

A

B A  
15

X A

X A

							四・八%
二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物						
第二三類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料						
二三・〇一	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟體動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獸脂かす						
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）						
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）						
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）						
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）						
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。）						
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーボル						
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）						
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品						
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの						
一キログラム	B 10	A	A	A	A	A	B 7

につき、五九  
円五〇銭に重  
量比による乳  
糖の含有率が  
一〇%を超  
る一%ごとに  
六円を加えた  
額

その他のもの  
気密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限  
る。）

その他のもの

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量  
が全重量の三五%未満のものに限る。）

その他のもの

粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類  
する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満  
で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく  
質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選  
別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重

A

A

量の一〇%以上のものを除く。)

その他のもの

飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）

その他のもの

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの

その他のもの

その他のもの

第一二・一四項又は第二二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファアルファア緑

加えた額	一キログラム		につき一八円	
	B	A	A	B
五円三〇銭を		10		10

葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル

その他のもの

氣密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

その他のもの

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたるもの（氣密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）

その他のもの

粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の一〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）

犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

		二四・〇一 たばこ（製造たばこを除く。）及びくすたばこ
	二四・〇二 葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用品から成るものに限る。）	
二四・〇三 二四〇三・一〇 その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス		
二四〇三・九一 シートたばこ その他のもの	喫煙用たばこ（たばこ代用品を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）	
二四〇三・九九 たばこのエキス及びエッセンス その他のもの		
第二五類 二五〇一・〇〇 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水	X A A X X A

二五〇一・〇〇	その他もの
二五〇三・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）
二五・〇四	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）
二五・〇五	天然黒鉛
二五・〇六	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）
二五〇七・〇〇	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）
二五・〇八	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）
二五〇九・〇〇	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース
二五・一〇	白亜
二五・一一	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する
二五一二・〇〇	白亜
二五・一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）
二五・一	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）

A A A A A A A A A A A

二五・一三

コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー

二五一四・〇〇

スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）

二五・一五

大理石、トラバーチン、エコーチンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）

二五・一六

花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若

しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）

二五・一七

小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、碎石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方

二五・一八

二五・一八	二五・二〇〇	二五・二一	二五・二二	二五・二三	二五・二四	二五・二五	二五・二六	二五・二七

形を含む。) の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。) 及びドロマイトラミングミックス  
天然の炭酸マグネシウム (マグネサイト) 並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア (焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。) 及びその他の酸化マグネシウム (純粹であるかないかを問わない。)  
天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラススター (着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遲緩剤を加えてあるかないかを問わない。)  
石灰石その他の石灰質の岩石 (石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。) 生石灰、消石灰及び水硬性石灰 (第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。)  
ポートランドセメント、アルミニナセメント、スラグセメント、スープーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント (着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。)  
石綿  
雲母 (はく離雲母を含む。) 及びそのくず  
ステアタイト (天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形 (正方形を含む。) の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。) 及びタルク  
天然ほう酸塩及びその精鉱 (焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から

A

A A A

A A A

A A A

二五・二九							
二五・三〇							
第二六類							
第二七類							
二七・〇一							
二七・〇二							
二七〇三・〇〇							
二七〇四・〇〇							
二七〇五・〇〇							
二七〇六・〇〇							
二七・〇七							
鉱石、スラグ及び灰							
鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの 亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。） 泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。） コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン 石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。） 石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。） 高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの							

A	A	A	A	A	A	A	A A A

二七・〇八 ピツチ及びピツチコーキス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）

二七・〇九・〇〇 石油及び歴青油（原油に限る。）

二七・一〇 石油及び歴青油（原油を除く。）

石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油

石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

二七一〇・一二 軽質油及びその調製品

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

揮発油

低重合度の混合アルキレン

政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）

その他のも

航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）

温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの

一キロリットルにつき二、

B  
10

A

A

A A

○六九円  
一キロリットルにつき二、  
三三六円

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフайн（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上  
のものに限る。）

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

軽油

○六九円  
一キロリットルにつき二、  
三三六円

一キロリットルにつき一、  
三八六円

一キロリットルにつき一、  
三八六円

B A  
10

A

A

B A  
10

一キロリットルにつき五六

四円

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの  
その他のもの

一キロリットルにつき一、  
二五七円

二七一〇・一九

その他のもの

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上  
のものに限る。）

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの  
その他のもの

一キロリットルにつき五六

四円

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

軽油

A

B  
10

A

A

A

A

B  
10

A

その他のもの

重油及び粗油

温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のもの

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの

硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

その他のもの

温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

一キロリットルにつき一、 二五七円	B 10	A	一キロリットルにつき二、 五九三円	一キロリットルにつき三、 三〇六円

製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のもの

硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

一キロリットルにつき二、

三七六円

一キロリットルにつき三、

二〇二円

その他のもの

その他のもの

一キロリットルにつき二、

二〇二円

廃油

二七一〇・九一  
二七一〇・九九  
二七一〇・九九  
二七一・一一  
二七一・一二  
二七一・一二

ポリ塩化ビフェニル（P C B）、ポリ塩化テルフェニル（P C T）又はポリ臭化ビフェニル（P B B）を含むもの

その他のもの

石油ガスその他のガス状炭化水素

ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方針により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）  
石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物

二七一・一三

A A

A A A

A A

B  
10

B  
10  
A

			二七・一四	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチッククロック
二七一五・〇〇				歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タル又は鉱物性タルピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）
第二九類	第二八類			
二九・〇一		無機化合物及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物		
二九・〇二	有機化学品			
二九・〇三	非環式炭化水素			
二九・〇四	環式炭化水素			
二九・〇五	炭化水素のハロゲン化誘導体			
	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）			
	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
二九〇五・一一	飽和一価アルコール			
二九〇五・一二	メタノール（メチルアルコール）			
	プロパン一一オール（プロピルアルコール）及びプロパン一一オール（イソブロピルアルコール）			

A	A	A	A	A	A	A	A

二九〇五・一三	二九〇五・一四	二九〇五・一五	二九〇五・一六	二九〇五・一七	二九〇五・一八	二九〇五・一九
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

ブタン一一オール（ノルマルーブチルアルコール）

その他のブタノール

ペントナール（アミルアルコール）及びその異性体

オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体

ドデカン一一オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン一一オール（セチルアルコール）及びオクタデカン一一オール（ステアリルアルコール）

その他のもの

不飽和一価アルコール

非環式テルペンアルコール

二九〇五・二九

二九〇五・二九

二価アルコール

エチレングリコール（エタンジオール）

プロピレングリコール（プロパン一一・二ジオール）

二九〇五・三九

二九〇五・三九

二九〇五・三九

二一エチル一一（ヒドロキシメチル）プロパン一一・二ジオール（トリメチロールプロパン）

ペントエリトリトール  
マンニトール

D-グルシトール（ソルビトール）

X A A A

A A A

A A

A A

A A A A

二九〇五・四五	グリセリン その他のもの
二九〇五・四九	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九〇五・五一	エトクロルビノール (INN)
二九〇五・五九	その他のもの
二九〇六・一	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体 メントール
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール ステロール及びイノシトール
二九〇六・一三	当該従量税率 八% (その率 が一キログラムにつき二一 三円四四銭の 従量税率より 低いときは、 当該従量税率 率)
A A	B 10
A A	A A
A A	A A

二九〇六・一四	テルピネオール
二九〇六・一九	その他のもの
二九〇六・二一	芳香族アルコール及びその誘導体
二九〇六・二九	ベンジルアルコール
二九・〇七	その他のもの
二九・〇八	フェノール及びフェノールアルコール
二九・〇九	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びバラホルムアルデヒド

A A A A A A A A A A

## 二九一三・〇〇

第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニ

## トロソ化誘導体

ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

## 二九・一六

不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

## 二九・一七

ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

## 二九・一八

ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体

乳酸並びにその塩及びエステル

## 二九一八・一二

酒石酸の塩及びエステル

## 二九一八・一三

酒石酸

二九一八・一四	くえん酸
二九一八・一五	くえん酸の塩及びエステル
二九一八・一六	くえん酸カルシウム
二九一八・一九	その他もの
二九一八・二二	グルコン酸並びにその塩及びエステル
二九一八・二三	その他もの
二九一八・二三	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
二九一八・二九	オルトーアセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル
二九一八・三〇	サリチル酸のその他のエステル及びその塩
二九一八・二九〇	その他もの
二九一九・〇〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
二九一九・二〇	その他もの
二九・二〇	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
誘導体	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

A A A A A A A X X

二九・二一

アミン官能化合物

二九・二三

酸素官能のアミノ化合物

アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩

二九・二三・一

モノエタノールアミン及びその塩

二九・二三・一二

ジエタノールアミン及びその塩

二九・二三・一三

トリエタノールアミン及びその塩

二九・二三・一四

デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩

二九・二三・一九

その他のもの

アミノナフートールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩

二九・二三・一二

アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩

二九・二三・一二

アニシン、ジアニシン及びフェネチジン並びにこれらの塩

二九・二三・二九

その他のもの

アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩

二九・二三・三一  
アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩

二九・二三・三九  
その他のもの

アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びに

A A

A A A

A A A A A

A

五・二  
%

二九二三・四一	これらの塩 リジン及びそのエステル並びにこれらの塩
二九二三・四二	グルタミン酸及びその塩 グルタミン酸ソーダ
二九二三・四三	その他のもの
二九二三・四四	アントラニル酸及びその塩
二九二三・四五	チリジン（INN）及びその塩
二九二三・四九	その他のもの
二九二三・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物
二九二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に单一であるかないかを問わない。）
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物
二九・二五	カルボキシイミド官能化合物（サツカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物
二九・二六	ニトリル官能化合物
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物
二九・三〇	有機硫黄化合物

A A A A A A A A

A A A A A

B 5 A

## 二九三一・〇〇

その他のオルガノインオルガニック化合物

## 二九・三三

複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）

## 二九・三三

複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）

## 二九・三四

核酸及びその塩（化学的に单一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物

## 二九三五・〇〇

スルホンアミド

二九・三六  
二九・三七  
二九・三八  
二九・三九  
二九四〇・〇〇

プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したもの含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）

ホルモン、プロスタグラジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）

グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体  
植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体

糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除

A	A	A	A	A	A	A	A
---	---	---	---	---	---	---	---

二九・四一	二九四二・〇〇	二九四二・〇〇	二九・四一	二九・四一
その他の有機化合物	抗生素質	く。)	抗生素質	く。)
第三〇類	第三一類	第三二類	第三一類	第三〇類
医療用品	肥料	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	医療用品
第三三類	第三一類	第三二類	第三一類	第三〇類
第三一〇一	第三一〇一	第三一〇一	第三一〇一	第三一〇一
精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	精油、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスクレート及びアキュアソリューション	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスクレート及びアキュアソリューション	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスクレート及びアキュアソリューション	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスクレート及びアキュアソリューション
A A	A	A	A	A A A

三三〇一・一三	
三三〇一・一四	
三三〇一・一九	
三三〇一・二一	
三三〇一・二二	
三三〇一・二三	
三三〇一・二四	
三三〇一・二五	

レモンのもの  
ライムのもの  
その他のもの

精油（かんきつ類の果実のものを除く。）

ゼラニウムのもの  
ジャスミンのもの  
ラベンダー又はラバンジンのもの  
ペペーミント（メンタ・ピペリタ）のもの  
その他のミントのもの

ペペーミント油（メンタ・アルヴェンスイスのものに限る。）

政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるもの

その他のもの

その他のもの

ベチベルのもの

その他のもの

レジノイド

その他のもの

香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物

第三五類 三五・〇一 三五・〇二	第三四類	
たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素 カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇%を超えるものに限る。）及びアルブミナート	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラススターをもととした歯科用の調製品	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした 歯間清掃用の糸（デンタルフロス） ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）
A	A	A A A A A

その他のアルブミン誘導体

三五〇三・〇〇

ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）

ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシンググラス

その他のもの

三五〇四・〇〇

ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんをえたものを含む。）

三五・〇五

デキストリンその他の変性でん粉（例え、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤

三五・〇六

調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）

三五・〇七

酵素及び他の項に該当しない調製した酵素

第三六類

火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

第三七類

写真用又は映画用の材料

第三八類

各種の化学工業生産品

三一五

A	A	A	A A	X	A	X A	A

			第三九類
三九〇・〇一			エチレンの重合体（一次製品に限る。）
三九〇一・一〇			比重が〇・九四未満のポリエチレン
三九〇一・二〇			塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの
			塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの
			その他もの
比重が〇・九四以上のポリエチレン			
塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの			
	A	B	
	率	率	
一・三%（そ の率が一キロ グラムにつき 四円四八銭の 従量税率より 高いときは、 当該従量税 率）		一・三%（そ の率が一キロ グラムにつき 四円四八銭の 従量税率より 高いときは、 当該従量税 率）	
B	10	B	10

三九〇二・二〇			
---------	--	--	--

率)	当該従量税	従量税率より高いときは、 当該従量税率	その他もの
A A	B 10	A A A	エチレン-酢酸ビニル共重合体
			その他もの
			塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの
			プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。） ポリプロピレン
			三九〇一・九〇
			三九〇一・三〇
			三九〇一・一〇
			三九〇二・一〇
			三九〇二・二〇
			その他もの
			ポリイソブチレン
			三九〇二・二〇

## 三九〇一・三〇

プロピレンの共重合体

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、  
粒、フレークその他これらに類する形状のもの  
その他もの

## 三九〇一・九〇

その他もの

## 三九〇一・九〇

スチレンの重合体（一次製品に限る。）  
ポリスチレン

## 三九〇三・一一

多泡性のもの  
その他もの

## 三九〇三・一九

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、  
粒、フレークその他これらに類する形状のもの  
その他もの

## 三九〇三・二〇

スチレン—アクリロニトリル（S A N）共重合体

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、  
粒、フレークその他これらに類する形状のもの  
その他もの

## 三九〇三・三〇

アクリロニトリル—ブタジエン—スチレン（A B S）共重合体

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、  
粒、フレークその他これらに類する形状のもの  
その他もの

○・六二%		○・六二%		一・三一%		A		A A		○・五六%	
A	B	A	B	A	B	A	B	A	A	B	10
10		10		10							

三九〇三・九〇

その他のもの

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

その他のもの

塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）

ポリ（塩化ビニル）（他の物質と混合してないものに限る。）

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

その他のもの

その他のポリ（塩化ビニル）

可塑化してないもの

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

その他のもの

三九〇四・二一

可塑化したもの

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの

その他のもの

○・七八%

○・七八%

○・七八%

○・六二%

三九〇四・三〇  
三九〇四・四〇

塩化ビニル—酢酸ビニル共重合体  
その他の塩化ビニルの共重合体

三九〇四・五〇	塩化ビニリデンの重合体
三九〇四・六一	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの
三九〇四・六九	その他のもの
三九〇四・九〇	ふつ素系重合体
三九〇六・一〇	ポリテトラフルオロエチレン
三九・〇六	その他もの
三九・〇五	酢酸ビニルその他ビニルエステルの重合体及び他のビニル重合体（一次製品に限る。）
三九・〇六	アクリル重合体（一次製品に限る。）
三九〇六・一〇	ポリ（メタクリル酸メチル）
三九〇六・九〇	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの
三九〇六・九〇	その他もの
三九・〇七	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの
三九・〇七	その他もの
三九・〇七	ポリアセタールその他ポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド

○・五六%	○・六八%	○・五六%
A 6	A 6	A A A A B 6

三九・〇八 樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）  
ポリアミド（一次製品に限る。）

三九・〇九

アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）

三九一〇・〇〇

シリコーン（一次製品に限る。）

三九・一一

石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

三九・一二

セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

三九・一三

天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

三九一四・〇〇

第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）

三九・一五

プラスチックのくず

三九・一六

プラスチックの单纖維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他他の加工をしたものとし、ロール

三九・一七

プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えれば、ジョイント、エルボー及びフランジ）

三九・一八

プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール

三九・一九  
三九・二〇  
三九・二一  
三九・二二  
三九・二三  
三九・二四  
三九・二五

天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）

プラスチックのくず

プラスチックの单纖維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他他の加工をしたものとし、ロール

プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えれば、ジョイント、エルボー及びフランジ）

プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール

第四〇類		三九・一九 三九・二〇 三九・二一 三九・二二 三九・二三 三九・二四 三九・二五 三九・二六	状又はタイル状のものに限る。) 並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材 プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品(接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。) プラスチック製のその他板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) プラスチック製の板、シート、フィルム、はく及びストリップ プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品 プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品 プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品 プラスチック製の建築用品(他の項に該当するものを除く。) その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料(プラスチックを除く。)から成る製品
	ゴム及びその製品		
	A	A A A A A A A A	A A

## 第四一類

## 原皮（毛皮を除く。）及び革

## 四一〇一

牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）

## 四一〇一・二〇

全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたもの又は一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたもの又は一六キログラム以下のものに限る。）

クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの

その他のもの

## 四一〇一・五〇

全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）

クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの

その他のもの

## 四一〇一・九〇

その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）

クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの

その他のもの

## 四一・〇一

羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもの

一一 %	一一 %	一一 %			
B	A	B	A	B	A
10		10		10	

したもので、なめし、ペーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。)

その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし・ペーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）

四一〇三・一〇  
やぎのもの

四一〇三・二〇  
爬虫類のもの

四一〇三・三〇  
豚のもの

なめし過程にないもの

その他のもの

四一〇三・九〇  
その他のもの

牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）

潤湿状態（ウェットブルーを含む。）のもの

フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット

クロムなめしのもの

四一〇四・一  
その他のもの

四一〇四・一九

その他のもの

クロムなめしのもの

その他のもの

乾燥状態（クラスト）のもの

四一〇四・四一  
フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット  
なめしたもの（再なめしをしたものと含む。）で、これを超える加工をしてな  
いもの

クロムなめしのもの

その他のもの

その他のもの

染着色したもの

染着色したもの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル  
以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）

その他のもの

染着色したもの

四一〇四・四九

その他のもの

なめしたもの（再なめしをしたものと含む。）で、これを超える加工をしてな  
いもの

クロムなめしのもの

その他のもの

三三五

一 % B 10	一 % A	一 % B 10	一 % B 10	一 % A 10	一 % B 10

四一〇六・三一	四一〇六・一二	四一・〇六	四一〇五・三〇	四一〇五・一〇	四一・〇五	四一〇六・二二	四一〇六・二一
豚のもの	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	やぎのもの	染着色したものの 乾燥状態（クラスト）のもの	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	その他ものの 染着色したもの	その他ものの 染着色したもの	その他ものの 染着色したもの
湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの

一・二%	一六%	一六%	一六%	一六%
B 7	A 10	A	A	B 10

				四一〇六・三二
				乾燥状態（クラスト）のもの
				染着色したもの
				その他のもの
				爬虫類のもの
				植物性前なめしをしたもの
				その他のもの
				染着色したもの
				わに又はとかげのもの
				その他のもの
				その他のもの
				その他もの
				湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの
				乾燥状態（クラスト）のもの
				染着色したもの
				その他のもの
				牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものと毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）
				全形の革
				フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）
四一〇七・一一	四一〇七	四一〇六・九一	四一〇六・九二	四一〇六・四〇

				一・二%				一・二%			一・六%	
				A 7	B 7	A	A	B 7	B 7	A	B 7	B 7

パーティメント仕上げをしたもの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたもの

染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき一・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）

その他のもの

その他のもの

グレーンスプリット

パーティメント仕上げをしたもの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたもの

染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき一・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）

その他のもの

その他のもの

パーティメント仕上げをしたもの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたもの

その他のもの

	一 二 %								
B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
10	10	7	10	10	10	7	10	10	7

四一〇七・九二

その他のもの（サイドを含む。）

フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）

パーティメント仕上げをしたもの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたもの

染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）

その他のもの

その他のもの

グレーンスプリット

パーティメント仕上げをしたもの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたもの

染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）

その他のもの

その他のもの

パーティメント仕上げをしたもの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたもの

その他のもの

その他のもの

三三一  
九

	一 二 %	一 二 %	一 二 %	一 六 %	一 三 三 %	一 二 %	一 二 %	一 六 %	一 三 三 %	一 二 %
	B 10	B 10	B 7	B 10	B 10	B 7	B 10	B 10	B 10	B 7

四一一一・〇〇

革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パートメント仕上げをしたものと含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）

パートメント仕上げをしたもの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたもの

その他のもの

四一・一三  
四一一三・一〇

他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パートメント仕上げをしたものと含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）

やぎのもの

パートメント仕上げをしたもの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたもの

その他のもの

四一・一三・一〇

豚のもの

パートメント仕上げをしたもの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたもの

その他のもの

一・二%	一・六%	一・二%	一六%	一・二%	一六%	一・二%
B 7	B 7	B 7	A 10	B 7	A 10	B 7

四一三・三〇	爬虫類のもの
四一三・九〇	パーチメント仕上げをしたもの その他のもの
四一三・九一	染着色し又は模様付けしたもの わに革及びとかげ革 その他のもの
四一三・九二	その他のもの その他のもの
四一三・九三	パーチメント仕上げをしたもの その他のもの
四一三・九四	染着色し又は模様付けしたもの その他のもの
四一三・九五	シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー
四一三・九六	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、卷いてあるかないかを問わない。）、革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉
四一三・九七	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、卷いてあるかないかを問わない。）
四一三・九八	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革

—		—		—		—		—	
•		•		•		•		•	
—		—		—		—		—	
%		%		%		%		%	
—	X	A	B	B	A	B	B	B	B
—			7	7		7	7	7	7

第四二類	○・六%
四二〇一・〇〇 四二・〇二	一・〇六%
革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	
動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	
旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スボーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしゃれい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用纖維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器	
トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器	
外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	
携帶用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が	
四二〇一・一	B 7

四二〇二・一三	一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。) その他のもの
四二〇二・一九	外縫がプラスチック製又は紡織用纖維製のもの 携帶用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめつけた金属、貴石、半 貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が 一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）
四二〇二・一九	その他のもの 外縫がプラスチックシート製又は紡織用纖維製のもの その他のもの
四二〇二・一九	その他のもの ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいな いかを問わない。）
四二〇二・二一	外縫が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザーリー製のもの 貴金属、これを張り若しくはめつけた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、 ぞうげ又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇 円を超えるもの
四二〇二・二一	革製又はパテントレザーリー製のもの その他のもの
四二〇二・二一	革製又はパテントレザーリー製のもの その他のもの

四二〇一・二九	その他もの	外面がプラスチックシート製又は紡織用纖維製のもの 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんざい、 ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇 円を超えるもの
四二〇一・三一	その他もの	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの
四二〇一・三三	その他もの	財布（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんざい、 ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、 〇〇〇円を超えるものに限る。）
四二〇一・三九	その他もの	外面がプラスチックシート製又は紡織用纖維製のもの 財布（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんざい、 ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、 〇〇〇円を超えるものに限る。）
四二〇一・三九	その他もの	その他もの

八%	B7	B7	B7	B7	B7	B7	B7
一二・八%	八%	八%	八%	六・四%	六・四%	六・四%	一二・八%
○・八二%	六・四%	一二・八%	八%				

四二〇一・九一	
四二〇一・九二	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの 外面がプラスチックシート製又は紡織用纖維製のもの
四二〇一・九九	その他もの

四二〇一・九九	木製のもの
四二〇三・一〇	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他 の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの
四二〇三・一〇	その他もの
四二〇三・一一	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） 衣類
四二〇三・一二	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの その他のもの
四二〇三・二一	手袋、ミトン及びミット 特に運動用に製造したもの
四二〇三・二二	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの その他のもの
四二〇三・二九	その他もの 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの

	一六%	一六%	一〇%	〇・九二%	〇・六八%	〇・五四%	六・四%	八%
X	B 7							



			四三・〇一	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないものの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品		四三・〇二	
四三・〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品		四三・〇一	
第四四類	木材及びその製品並びに木炭		四三・〇二	
四四・〇一	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材		四三・〇三	
四四〇二・〇〇	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）		四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）
四四・〇四	たが材、割つたポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものとし、）及びチップウッドその他これに類するもの		四四・〇五・〇〇	木毛及び木粉
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木		四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートル

A A A	A A A	A X X

を超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。)

## 四四・〇八

化粧ばり用单板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用单板、これらに類する積層木材用单板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）

四四・〇九  
四四・一〇  
四四・一一  
四四・一二  
四四・一二・一三  
四四・一二・一四

さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）

四四・一〇  
四四・一一  
四四・一二  
四四・一二・一三  
四四・一二・一四

パーテイクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストランドボード及びウエファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）

纖維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）

合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材

合板（木材の单板のみから成るもので各单板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）

少なくとも一の外面の单板が熱帶産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの  
その他のもの（少なくとも一の外面の单板が針葉樹以外のものに限る。）

R	R	A	A	A	A
---	---	---	---	---	---

四四一九・一九	その他のもの
四四一九・二三	その他のもの（少なくとも一の外面の单板が針葉樹以外のものに限る。）
四四一九・二三	少なくとも一の单板が熱帶産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの
四四一九・二九	その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）
四四一九・二九	その他のもの
四四一九・九二	その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）
四四一九・九三	その他のもの
四四一九・九九	その他のもの
四四一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）
四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁
四四一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブル ドラム及び木製のパレット、ボックスタスパレットその他積載用ボード並びに木製のパ レット枠
四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びお け材を含む。）
四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボディー、柄及び握り並びに靴の木型
四四一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこ けら板を含む。）
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品

四四・二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具	第四五類	第四六類	四六・〇一	四六〇一・二〇	四六〇一・九一
四四・二一	その他の木製品	コルク及びその製品	わら、エスペルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 さなどその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなどその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなどその他これに類する組物材料の物品を織つた物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。） 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）	いぐさ（ウンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テグティフオルミス）製のもの その他のもの その他のもの	植物性材料製のもの むしろ、こも及びアンペラ さなどその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）	
A A	A B 5	六 %			A	A A

第五〇類 五〇〇一・〇〇 五〇〇二・〇〇	絹及び絹織物 繭（繩糸に適するものに限る。） 生糸（よつてないものに限る。） 野蚕のもの その他のもの	第四九類 図案	第四八類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び	第四七類 木材パルプ、纖維素纖維を原料とするその他のパルプ及び古紙	四六〇一・九九 四六〇二	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品	その他のもの いぐさ（ユンクス・エフス）製又は七島い（キュペルス・テグティフォルミス）製のもの その他のもの
X A X	A	A	A	A A A B 5			六% 5



五六・〇二  
五六・〇三  
五六・〇四  
五六〇四・一〇  
五六〇四・二〇  
五六〇四・九〇

フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）  
不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）  
ゴム糸及びゴムひも（紡織用纖維で被覆したものに限る。）並びに紡織用纖維の糸及び  
第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又は塑  
ラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）

ゴム糸及びゴムひも（紡織用纖維で被覆したものに限る。）  
強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもの  
で、染み込ませ又は塗布したものに限る。）

その他もの

ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの

その他もの

綿製のもの

その他ものの

○・三八%  
(その率が一  
キログラムに  
つき二円六〇  
銭の従量税率  
より低いとき  
は、当該従量  
税率)

○・七%

B  
7

B  
7

A

A

A

A A

第五九類 製品	第五八類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用纖維の織物類及び工業用の紡織用纖維	第五七類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布	じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物	五六〇五・〇〇 金屬を交えた糸（紡織用纖維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。） ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン	五六・〇七 ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。） 結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の綱（製品にしたもので、紡織用纖維製のものに限る。） 糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）	五六・〇八 五六・〇九・〇〇	五六〇六・〇〇 ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品をしんに使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛をしん糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロックシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン
A	A	A	A A A A	A			

第六〇類							
メリヤス編物及びクロセ編物							
衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）							
第六一類							
衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）							
第六二類							
第六三類							
紡織用纖維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用纖維の中古の物品及びぼろ							
第六四類							
履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品							
第六四・〇一							
防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）							
第六四〇一・一〇							
履物（保護用の金属製トーキヤップを有するものに限る。）							
スキー靴							
その他のもの							
その他の履物							
ひざを覆うもの							
くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）							
スキー靴							
六・七%	六・七%						
X	B 7	B 7	X				
				A	A	A	A

六四〇一・九九	その他のもの
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） スポーツ用の履物
六四〇二・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ スキー靴
六四〇二・一九	スノーボードブーツ
六四〇一・一九	その他のもの
六四〇一・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）
六四〇一・三〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）
六四〇一・九一	その他の履物
六四〇一・九九	くるぶしを覆うもの
六四・〇三	その他のもの 短靴
六四・〇三	その他のもの
六四〇三・一二	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）
六四〇三・一九	スポーツ用の履物
六四〇三・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ
六四〇三・一九	その他のもの

				六	六	六		六
				·	·	·		·
	八	八	七	七	七	八		八
	%	%	%	%	%	%		%
X	X	X	B	B	B	B	X	B
			7	7	7	7		7

三四七	一一一 • 六 %	二四 %	一一一 • 六 %	二四 %	一一一 • 六 %	二四 %	一一一 • 六 %	二四 %
B	X	B	B	B	X	B	B	B
10		10	10	10		10	10	10

その他のもの

スリッパ その他の室内用履物

スリッパ

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

くるぶしを覆うもの

本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）

体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

その他のもの

その他のもの

その他のもの

体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

その他のもの

その他のもの

本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパ その他の室内用履物を除く。）

体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

その他のもの

一一・六%

B X  
10

一一四%

B X  
10

一一・六%

B X  
10

一一・六%

B X  
10

一一四%

その他のもの

スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

その他のもの

六四〇・四  
履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用纖維製のものに限る。）

六四〇・一  
履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）  
スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物

六四〇・一九  
その他のもの

甲に毛皮を使用したもの

甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）

その他のもの

その他のもの

地下たび及びキャンバスシューズ

その他のもの

六四〇・二〇  
履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）

甲に毛皮を使用したもの

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）

その他のもの

二四%	八%	六・七%	二四%	八%	二四%
X 10	B 7	B 7	X 10	B 7	B 10 X

本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）

**キャンバスシューズ**

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）

**その他のもの**

**その他のもの**

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）

**その他のもの**

**その他のもの**

六四〇五・一〇

**甲が革製又はコンポジションレザー製のもの**

本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）

**その他のもの**

本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）

**その他のもの**

六四〇五・二〇

**甲が紡織用纖維製のもの**

A	A	B	X	B	B	X	B	B	X	B	一七・三%
		八 %		二四 %		六・七 %		一四 %			
		7		10		10		10			

六四〇五・九〇

その他のもの

本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの

甲に毛皮を使用したもの

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）

その他のもの

その他のもの

本底が革製のもの

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）

その他のもの

その他のもの

その他のもの

履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びに

ゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品

甲及びその部分品（しんを除く。）

革製のもの及び毛皮を使用したもの

その他のもの

本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）

六四〇六・一〇

六四・〇六

三 四 %	三 四 %	八 %	一 四 %	二 四 %
B 10	B 7	X	A 7	B 10
				X B 10





七〇・一三

ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）

七〇・一四・〇〇

ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものと除く。）

七〇・一五

時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント

七〇・一六

ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス

七〇・一七

理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）

七〇・一八

ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）

A A

A

A A

		七〇一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨
		七〇一八・二〇	ガラス製のマイクロスファイア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）
		七〇一八・九〇	その他のもの
			貴金属又はこれをめつきした金属を使用したもの その他のもの
	第七一類	七〇一九	ガラス纖維（ガラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス纖維の糸及び織物）
		七〇二〇・〇〇	その他のガラス製品
七一・〇四	七一・〇一	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	
	七一・〇二	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通し又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものと含む。）	
	七一・〇三	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。） 貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通し又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものと含む。）	
	七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）	
			六・六%
三五五	A	A A	A A B <sub>7</sub> A A

問わないものとし、糸通し又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものも含む。)

## 七一・〇五

## 七一・〇六

## 七一〇七・〇〇

## 七一・〇八

## 七一〇九・〇〇

## 七一・一〇

## 七一一・〇〇

## 七一・一二

## 七一・一三

## 七一・一四

## 七一・一五

## 七一・一六

## 七一・一七

## 七一・一八

## 七一・一九

## 七一・二〇

## 七一・二一

## 七一・二二

## 七一・二三

## 七一・二四

## 七一・二五

## 七一・二六

## 七一・二七

## 七一・二八

## 七一・二九

天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉  
銀（金又は白金をめつきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）

銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）  
金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）

金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）

白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）

白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）

金属のくず（貴金属又は貴金属を張ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）

身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）

貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）

銀製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）

その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わない。）

白金製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかな  
いかを問わない。）

その他のもの

七一・一三・一〇

貴金属を張つた卑金属製のもの

細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）

その他の製品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）

天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品

身辺用模造細貨類

貨幣

七一・二二

鉄鋼

七一・二三

鉄鋼製品

七一・二四

銅及びその製品

七一・二五

ニッケル及びその製品

七一・二六

アルミニウム及びその製品

二・〇八%  
二・一六%  
%

B5 B5 B5

A A A A A A

A

A

A

A

A



第九一類 九一・〇一	第九〇類 九一・〇二	第九一類 九一・〇三	時計及びその部分品 腕時計、懐中時計その他の携帶用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。） 腕時計、懐中時計その他の携帶用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。） 時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帶用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。） 計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。） その他の時計（携帶用時計を除く。）	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	船舶及び浮き構造物	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	第八七類
九一・〇四 九一・〇五	九一・〇六							
A A A A A								

九一〇七・〇〇  
九一・〇八

は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）  
タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）  
ウォッチムームーブメント（完成品に限る。）

その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）

時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組  
み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの  
並びに時計用ラフムームーブメント

携帯用時計のケース及びその部分品

時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品  
に使用するもの並びにこれらの部分品

携帶用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品

貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの

卑金属製のもの（金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）

その他もの

革製又はコンポジションレザー製のもの

毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴  
石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの

その他もの

その他もの

二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しな

一〇%  
一六%

B 7 B 7

A A A A A

A A A A A

い。) から成るもの

その他のもの

九一・一四

その他の時計の部分品

第九二類

樂器並びにその部分品及び附屬品

第九三類

武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附屬品

第九四類

家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物  
をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイル  
ミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建  
築物

第九五類

がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附屬品

第九六類

雑品

アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性  
の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造  
したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）

植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これ

A	A	A	A	A	A A B

らの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品

ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスカイージー（ローラースクイージーを除く。）  
手ふりい

トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク

スライドファスナー及びその部分品

ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉛筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）

鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、图画用木炭、テーラースチヨーク及び筆記用又は图画用のチョーク

九六一〇・〇〇

石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）

九六一一・〇〇

日付印、封かん用の印、ナンバーリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションステイツク及びこれを有する手動式印刷用セット

九六一二

タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプレーに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）

九六一三

たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）

九六一四

喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品

九六一五

くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品

九六一六

香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド

九六一七・〇〇

魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）

第九七類	九六一八・〇〇 マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウィンドー用の展示用品で作動するもの
	美術品、収集品及びこうどう
A	A

(マレーシアの表は省略)